

正会員の入会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は一般社団法人京都社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第5条第1項及び第6条並びに第7条の規定に基づき、本会の正会員の入会に関する規則を定めることを目的とする。

(入会基準)

第2条 本会の正会員の入会に関する基準は、以下の各号に定める通りとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法第28条（昭和62年5月法律第30号）（以下、「法」という）の規定に基づき、社会福祉士として登録していること。
- (2) 本会の入会は、入会申込書に法第30条の規定に基づいて交付を受けた「社会福祉士登録証」の写しを添付することにより、第1号に定める登録の事実を証明すること。
- (3) 本会の定款及び諸規則、並びに「社会福祉士の倫理綱領」及び「社会福祉士行動規範」を承認し、本会の入会申込書を会長に提出すること。
- (4) 本会の定める入会金及び会費を納入すること。

(改廃)

第3条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2013年4月1日から施行する。